

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	大和ハウス プレミストドーム大型映像装置保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
大和ハウス プレミストドームの大型映像装置には、メーカー独自の部品や技術が使用されており、本業務は既存の構成部品の整備である。設計・製造を行ったメーカーの技術が必要となるため他では互換性を確保できないことから上記業者以外にこの業務を実施できる者がいない。そのため、上記業者に特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
決 定 日	令和6年8月5日